

厚生科学審議会と薬事・食品衛生審議会について

	厚生科学審議会	薬事・食品衛生審議会
審議会の種類 (各審議会の定義については、「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)から抜粋。)	<p>基本的政策型審議会</p> <p>行政の企画・立法過程における法案作成や法案作成につながる事項などの、基本的な政策を審議事項に含む審議会</p>	<p>法施行型審議会</p> <p>行政の執行過程における計画や基準の作成、不服審査、行政処分等に係る事項について、法律又は政令により、審議会等が決定若しくは同意機関とされている場合又は審議会等への必要的付議が定められている場合に、当該事項のみを審議事項とする審議会</p>
審議会が調査・審議を行う対象	<p>個別法が規定されている訳ではなく、以下のように幅広い事項が規定されている。</p> <p>疾病の予防及び治療に関する研究その他所掌事務に関する科学技術に関する重要事項 公衆衛生に関する重要事項 (厚生労働省設置法第8条)</p>	<p>個別法の規定により、その権限に属せられた事項を処理することが基本である(例:薬事法第14条第8項医薬品等の製造販売時に審議会の意見を聴く。)が、その他にも、以下のように規定されている。</p> <p>生物由来製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のために必要な措置 副作用又は回収の報告状況に関して、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のために必要な措置 及び 以外の医薬品等に関する保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のために必要な措置 (薬事法第77条の4の4)</p>
審議会が提言を行う対象	<p>個別法が規定されている訳ではなく、以下のように幅広い事項が規定されている。</p> <p>公衆衛生に関する重要事項 (厚生労働省設置法第8条)</p>	<p>生物由来製品の使用による保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のために必要な措置 副作用又は回収の報告状況に関して、保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のために必要な措置 及び 以外の医薬品等に関する保健衛生上の危害の発生又は拡大防止のための必要な措置 (薬事法第77条の4の4)</p>